

平成 29 年
第 9 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 9 月 29 日（金） 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃文化会館大会議室

3. 出席委員（ 19 人）

会長 1 番 寶代 行・

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋

6 番 東 鈴子 7 番 田中 司 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 1 人）

5 番 宮原 耕一

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 58 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について

○ 日程第 6 議案第 59 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 7 議案第 60 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 日程第 8 議案第 61 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 日程第 9 議案第 62 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

- 日程第 10 議案第 63 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定について
- 日程第 11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 川原 三健

農地係長 上野 誠 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたので、ご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。宮原 耕一委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。
これより平成 29 年第 9 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず、会長諸般の報告でございますが、議案資料の 110 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして、事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により9番 松村 委員、10番 吉崎 委員、を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日9月29日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

3点からの、農地法第18条第6項による通知事案は、1件の議案審議に関する合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんの申し入れです。解約の主導は、貸人主導による耕作者変更の為となっております。地目の内訳は、畑が1筆1,198㎡で、潁娃地域であります。

続きまして、5点からの、農用地利用集積計画による通知事案ですが、9件の合意解約がなされました。うち議案審議に係る分が、7件です。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほかの申し入れです。解約の主導は、借り人主導によるものが3件で、貸し人主導によるものが6件、解約の理由は、耕作者変更によるものが4件、農地転用によるものが2件、貸し人死亡によるものが1件、所有権移転によるものが2件となっております。詳細は5・6点をご覧ください。地目ごとの内訳は、田が6筆で1,987㎡、畑が13筆21,073

m², 合計 19 筆 23,060 m²の合意解約となります。地域別では、潁娃地域 3 件、知覧地域 4 件、川辺地域 2 件となっております。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は 9 頁からになります。今回認定されたのは 1 件です。再認定が 8 件、内容変更が 1 件あります。それでは新規の知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、親、妻と 3 人で茶と甘藷、高菜の経営を行ってききましたが、今後は、茶園面積の規模拡大をし、パソコン等の導入により、経営分析を行いたいということです。又、甘藷、高菜の作付面積を維持しながら防霜ファンの導入により安定経営を目指したい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、認定制度による農地の取得、研修等による経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等の活用による施設、機械等の更新を希望しています。今回の新規認定は 1 件です。再認定、内容変更についてはお目通しください。

議 長 只今、事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。日程第 5 議案第 58 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。川辺地区の調査報告をお願いします。

下之門委員 9 月 19 日、君野 潤二 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこ

ないましたので、ご報告いたします。

13 ㊦、番号 1 番です。申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、畑の 648 m²です。変更理由は、申請人は申請地の隣接地に畜舎を持ち、利便性が高い申請地を譲り受けて、農業用倉庫を整備しようとし、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。現地の場所は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 14 ㊦から 16 ㊦の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地については、施設の性質上、既存畜舎に近い場所が不可欠であるため、他に求めるものではありません。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得ないものと判断しました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ここで事務局に、補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響等については、現地調査委員から報告があったとおりでございます。また、土地改良事業等については実施されていません。農用地から農業用施設への用途区分変更は、やむを得ないものと判断されるところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しく願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 58 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次、日程第 6 議案第 59 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。

18 号からになります。今回の申請は、所有権移転 16 件、使用貸借権設定 1 件の、合計 17 件になります。

所有権移転について、譲渡人は宮崎県北諸県郡三股町の〇〇〇〇さん、譲受人は頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほかの申請であります。内訳は、田が 4 筆で 2,116 ㎡、畑が 22 筆で 26,762 ㎡、合計 26 筆 28,878 ㎡となっています。理由は、7 番が営農開始、8 番が弟より、9 番が母より、10 番が伯父より、それぞれ受贈で、ほかは規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10 a あたり、田が 431,267 円から 16,006,826 円で、畑が 53,925 円から 700,000 円で売買される予定です。地域別では、頴娃 8 件、知覧 2 件、川辺 6 件でございます。

使用貸借権設定については、貸人は頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は頴娃町〇〇の〇〇〇〇さんの申請で、内訳は畑が 4 筆の 4,748 ㎡となっています。法第 3 条第 2 項各号の判断については、22 号から 30 号の調査書及び 31 号からの営農計画書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員 審議番号 6 番は、譲受人の方が枕崎市の方ようですが、通いで来られるのでしょうか。

農地係長 31 号に〇〇さんの方から営農計画書が出ていますが、通いでという事になります。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 59 号農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 60 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。
頴娃地区調査員の報告をお願いします。

栗ヶ窪委員 9 月 19 日、菊永 多佳子 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、ご報告いたします。

35 号、審議番号 1 番です。申請人は始良市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、頴娃町〇〇、畑の 435 m²です。申請地の隣接地である宅地には、車の進入路がなく、またその駐車場を確保できないため、申請地に通路及び倉庫兼車庫を整備しようとするものです。なお、申請地は昭和 62 年から使用されており、始末書が提出されています。申請地は、頴娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 36・37 号の地図をご覧ください。申請地の西側は山林に、南側は宅地に、ほかは道路に接しています。現状のままで利用するので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については、隣接する農地はないので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、通路及び倉庫兼車庫への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次に、川辺地区調査委員の報告をお願いします。

下之門委員 審議番号 2 番です。申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、田の 400 m²です。申請人は、水道設備業を営んでいますが、5 条同時申請の北側の田と一体利用して、資材置場を整備しようとするものです。なお、申請地のみ平成 17 年 5 月から使用されているものであり、始末書が提出されています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 38・39 号の地図をご覧ください。申請地の北側は一体利用する田に、西側は田に、南側は宅地に、東側は水路に接しています。最高 1.5mの盛土を行いますが、よう壁を設

けるので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については、資材置場としての高さは 1.5m 程度とするので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、資材置場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

立地基準ですが、審議番号 1 番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地のその他の農地と判断されます。審議番号 2 番は、都市計画法で準工業地域として用途区域が定められていることから、第 3 種農地の都市計画用途区域内農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号 1 番が、昭和 62 年から、審議番号 2 番が、平成 17 年 8 月から使用されており、始末書が提出されていますので、新たな資金証明は不要となります。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用については、既に転用済みであります。これらのことから、審議番号 1 番の倉庫兼車庫及び通路へ、審議番号 2 番の資材置場への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 60 号の案件については、申請理由からしてやむを得ないものとして申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 60 号の案件については申請どおり許可することに決定さ

れました。

議 長 次に、日程第8 議案第61号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。

まず、所有権移転の潁娃地区分2件の報告をお願いします。

栗ヶ窪委員 41頁、審議番号1番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、潁娃町〇〇、畑の1,019㎡です。申請人は現在借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、農家住宅を建築しようとするものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の44・45頁の地図をご覧ください。申請地の東側は宅地に、北側は畑に、ほかは道路に接しています。現状のまま利用し、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝に、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理します。日照通風等については、境界から4m程度離して建築するので影響を及ぼす恐れはなく、また、農家住宅で、申請面積が1,000㎡を超えますが、農地として残しても狭小で有効利用出来ないのではやむを得ないと判断しました。このことから、農家住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号2番です。譲受人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか1名です。申請農地は、潁娃町〇〇、ほか1筆、畑の896㎡で、申請人は、申請地の隣接地で製茶工場を営んでおり、事業拡大に伴い申請地に農業用倉庫及び駐車場を整備しようとするものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の46・47頁の地図をご覧ください。申請地の北側と東側は畑に、南側は宅地に、西側は道路に接しています。現状のまま利用し、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等についても境界から離して建築するので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、農業用倉庫及び駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長 次に、知覧地区分件について報告をお願いします。

菊永委員 審議番号3番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の387㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の48・49頁の地図をご覧ください。申請地の北側と東側は畑に、西側は宅地に、南側は道路に接しています。最高0.5m程度の盛土を行いま

すが、よう壁を設けるので砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理します。日照・通風等については境界から2 m程度離して建築するので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号4番です。譲受人が枕崎市緑町の〇〇〇〇です。譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の55 m²です。申請人は社会医療法人であり、現在、申請地の隣接地に通所リハビリ施設と有料老人ホームを建設中ですが、申請地を譲り受けて、その施設の通路として整備しようとするものです。なお、申請地は既に通路として整備されており、始末書が提出されています。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇 kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の50・51 頁の地図をご覧ください。申請地の北側と西側は宅地に、東側は雑種地（駐車場）に、南側は道路に接しています。現状のままで利用し、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流します。日照・通風等については、隣接する農地はないので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、通路への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、42 頁、審議番号5番です。譲受人が鹿児島市西別府町の〇〇〇〇です。譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、ほか4筆、田3筆の823 m²、畑2筆の772 m²、合計1,595 m²です。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、譲り受けて太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇 kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の52 頁から54 頁の地図をご覧ください。申請地の北側は宅地と山林に、東側は畑・田及び山林に、ほかは道路に接しています。最高2 m程度の切土と最高1 m程度の盛土を行いますが、土留め工事をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で、沈砂池を設けて処理します。日照通風等については施設高1.6 m程度とするので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号6番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の682 m²です。申請人は宗教法人です。命日の法要等の際に不足する駐車場を、申請地を譲り受けて整備しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇 mの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の55・56 頁の地図をご覧ください。申請地の西側は道路に、ほかは宅地と雑種地に接しています。最高0.5 m程度の切土を行いますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、日照通風等については、駐車場としての利用であり影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、通路への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 次に、川辺地区分5件について報告をお願いします。

下之門委員 審議番号7番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が神奈川県横浜市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、畑の51㎡です。申請人は、申請地の道路向かい側の宅地建物を購入する予定ですが、駐車場が不足するので申請地を譲り受けて駐車場を整備しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の57・58ページの地図をご覧ください。申請地の東側は水路に、ほかは道路に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については駐車場としての利用であり影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号8番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が和歌山県和歌山市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、田の462㎡です。先ほどの4条同時申請の南側の田と一体利用して、資材置場を整備しようとするものです。現地の場所は、先ほど説明しましたので省略致します。詳細は、議案資料の59・60ページの地図をご覧ください。申請地の南側は一体利用する田に、西側は田に、ほかは道路と水路に接しています。最高1.5mの盛土を行いますが、よう壁を設けるので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については、資材置場としての高さは1.5m程度とするので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、資材置場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

君野委員 次に、43ページ、審議番号9番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、ほか1筆、田の122㎡です。申請地は、形状が悪く生産性も低いいため長年耕作されていないことから、隣接地を所有する申請人が山林として管理しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の61・62ページの地図をご覧ください。申請地は、山林と道路に接しています。現状のままで利用するので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については、隣接する農地はないので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号10番です。譲受人が鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、ほか1筆、畑の823㎡です。譲渡人が老齢で管理できないため、申請地を譲り受けて山林として管理するものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の63・64ページの地図をご覧ください。申請地の南側と東側は畑に、西側は水路に、北側は水路と畑と田に接しています。現状のままで利用するので土砂

流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で水路に放流し、日照・通風等については、緩衝地を設け植林するので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 11 番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、畑の 319 m²です。申請地は、形状が悪く生産性も低いため、申請地を譲り受けて山林として管理しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇k mの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 65・66 頁の地図をご覧ください。申請地は、宅地と山林と道路に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下とし、日照・通風等については、隣接する農地はないので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 12 番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、畑の 584 m²です。申請人は、現在実家住まいで、手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇k mの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 67・68 頁の地図をご覧ください。申請地の南側は道路に、ほかは宅地に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝に放流し、雨水・生活雑排水は浄化槽で処理します。日照・通風等については、隣接する農地はないので、影響を及ぼす恐れはなく、また、一般住宅で申請面積が 500 m²を超えますが、農地として残しても狭小で有効利用出来ないのではやむを得ないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次に、賃借権設定の知覧地区分 1 件について報告をお願いします。

栗ヶ窪委員 69 頁、賃借権設定の審議番号 1 番です。借人が鹿児島市〇〇の〇〇〇〇です。貸人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、ほか 2 筆、畑の 4,446 m²です。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地 3 筆のほか、宅地 1 筆、雑種地 1 筆、山林 5 筆を借り受けて、一体利用して太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇k mの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 70 頁から 72 頁の地図をご覧ください。申請地の北側は雑種地と道路に、東側は宅地に、西側は畑に、南側は一体利用する山林及び雑種地、宅地に接しています。最高 1.0m 程度の盛土及び最高 0.5m 程度の切土を行いますが、土留め工事をし、防護柵を設けるので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は貯水池を設け水路に放流します。日照通風等については施設高 1.7m 程度なので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、太陽光発電施設への転

用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次は、使用貸借権設定の額賀地区分1件について報告をお願いします。

栗ヶ窪委員 73 頁、使用貸借権設定の審議番号1番です。借人が額賀町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか1名です。貸人が額賀町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、額賀町〇〇、畑の822 m²です。申請人は、現在事務所兼住居として使用している建物に居住していますが、建物が古く手狭になってきたことから、申請地を父親から借り受けて農家住宅を建築しようとするものです。申請地は、額賀庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の74・75 頁の地図をご覧ください。申請地の北側と西側は畑に、ほかは道路に接しています。現状のままで利用するので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、日照通風等については、建築高7.7m程度で、緩衝地を設けて建築するので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、農家住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次は、川辺地区分1件について報告をお願いします。

君野委員 次は、審議番号2番です。借人が鹿児島市〇〇の〇〇〇〇です。貸人が鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、ほか1筆、田の662 m²です。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、借り受けて太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の76 頁から78 頁の地図をご覧ください。申請地の西側と北側は水路に、南側は畑に、東側は宅地と道路に接しています。最高1m程度の盛土を行いますが、よう壁及び防護柵を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は排水溝を設置し水路に放流し、日照・通風等については、施設高1.5m程度なので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 まず、所有権移転の額賀地区分の審議番号1番から2番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号1番は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。審議番号2番

は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号1番と2番の申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号1番が全額融資で、審議番号2番が自己資金で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号1番及び2番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、審議番号1番の農家住宅へ、審議番号2番の農業用倉庫及び駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、所有権移転の知覧地区分の審議番号3番から6番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号3番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。審議番号4番は、上水道及び下水道が敷設(フェツ)された幅員4m以上の市道に面しており、かつ概ね500m以内に医療機関・〇〇〇〇と公共施設・〇〇〇〇があるため、第3種農地の都市的環境整備農地と判断されます。審議番号5番は、田3筆がS37.3.31土地改良法による換地処分がなされていますが、住宅等が連担している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることから、第2種農地の市街地近接農地と判断され、残りの畑2筆は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。審議番号6番は、都市計画法で第一種住居地域として用途区域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途区域内農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号3番から6番の申請者は、過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号3番が全額融資で、審議番号4番、5番、6番が、自己資金で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号3番から6番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、審議番号5番については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が添付されており、また知覧町土地改良区からは、「やむを得ない」旨の意見書が提出される予定です。ほかは特に必要ありません。これらのことから、審議番号3番の一般住宅へ、審議番号4番の

通路へ、審議番号 5 番の太陽光発電施設へ、審議番号 6 番の駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、所有権移転の川辺地区分の審議番号 7 番から 12 番について補足説明いたします。立地基準ですが、都市計画法で、審議番号 7 番は第 1 種中高層住居専用地域として、審議番号 8 番は準工業地域、審議番号 9 番は第 1 種住居地域の用途区域が定められていることから、第 3 種農地の都市計画用途区域内農地と判断されます。審議番号 10 番、11 番、12 番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地のその他の農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号 8 番については、4 条申請分が平成 17 年 8 月から使用されており、始末書が提出されています。それ以外は、過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号 7 番、12 番は全額融資で、審議番号 8 番、9 番、10 番、11 番は、自己資金で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号 7 番から 12 番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。これらのことから、審議番号 7 番の駐車場へ、審議番号 8 番の資材置場、審議番号 9 番、10 番、11 番の山林へ、12 番の一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に 69 号、賃借権設定の審議番号 1 番について補足説明いたします。立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、申請農地 3 筆のほか、宅地 1 筆、雑種地 1 筆、山林 5 筆を一体利用して太陽光発電施設を設置しようとするものであり、申請農地 3 筆 4,446 m²が、全体面積 13,958 m²の 3 分の 1 を越えないので、第 1 種農地の中で例外的に許可できる隣接地一体事業と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、全額自己資金で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの系統連系承諾通知書が、添付されています。これらのことから、審議番号 1 番の太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に 73 号、使用貸借権設定の審議番号 1 番から 2 番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号 1 番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するこ

とから、第2種農地のその他の農地と判断されます。審議番号2番は、第1種住居地域用途区域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途区域内農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号1番が自己資金及び融資で、審議番号2番は、全額自己資金で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、審議番号2番については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が添付されています。ほかは特に必要ありません。これらのことから、審議番号1番の農家住宅へ、審議番号2番の太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員 賃貸借権設定の69㉔の借人の代表者の名前を教えてください。

農地係長 ○○○○さんです。

今市委員 使用貸借権設定の73㉔の借人の名前は何と読むのでしょうか。

農地係長 ○○○○さんと読み、○○○○さんの娘婿です。

梶山委員 9・10・11番の山林転用は何を植えるか解っていれば教えてください。

農地係長 9・10番がクヌギ、11番が杉でございます。

梶山委員 クヌギに用途はどの様なものがあるのですか。

農地係長 椎茸の原木です。

梶山委員 もう一点、69㉔の太陽光の件で、71㉔の図面を見たとき予定地は隣接する宅地の方と同じ方ですか。水路はありますが、道路が無いので気になるのですが。

農地係長 貸人の所有地になります。

徳永委員 43 頁の審議番号 10 番は、住所の漢字が違うようですが。

農地係長 すみません。〇〇に訂正をお願いします。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 61 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 62 号 農業経営基盤強化促進法第 18 第 1 項及び 20 条 2 の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。80・81 頁になります。

「所有権移転」についてですが、譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか 8 件であります。理由は、8 件が規模拡大によるもの、1 件が農地売買等事業となっております。地目の内訳は畑が 8 筆、15,924 m²、田が 3 筆、2,968 m²の合計 11 筆で 18,892 m²であります。申請農地の取引価格については、10 a あたり 290,865 円から 703,400 円で売買される予定です。地域別では、颯娃 1 件、知覧 4 件、川辺 4 件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。82 頁から 97 頁になります。利用権を設定する者は、埼玉県〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか 85 件になります。設定面積は、田が 61 筆で 49,303 m²、畑が 81 筆で 122,919 m²、牧場が 23 筆で 21,590 m²の合計 165 筆の 193,812 m²になります。地域別では、颯娃が 12 件、知覧が 9 件、川辺が 65 件、合計 86 件となっ

ております。

次に、「賃貸借権の転貸」の設定であります。98・99 号になります。利用権を転貸する者は川辺町〇〇の〇〇〇〇、利用権の転貸を受ける者は〇〇〇〇になります。設定面積は田が2筆で1,088 m²になります。地域別では川辺が2件となっております。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。100 号から103 号になります。利用権を設定する者は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか8件になります。設定面積は、田が24筆の14,916 m²、畑が1筆の1,163 m²、農業用施設が1筆の1,248 m²となっております。合計26筆の17,327 m²になります。地域別では、川辺9件となっております。以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

次に、「農用地利用集積計画の取り消し」について説明いたします。差替分の104 号から106 号になります。これは、亡くなられた〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんが代表取締役であった〇〇〇〇への農用地利用集積計画の賃貸借契約に係る分です。〇〇〇〇が、賃貸借契約に係る農用地に対して現に耕作していないと認められるので、市町村が、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち、この〇〇〇〇の賃貸借による権利設定に係る部分を取り消すところでございます。なお、通常の場合は、双方の同意による合意解約申出書の手続きを経る訳ですが、今回は双方の同意による合意解約申出書の提出が難しいため、市町村による農用地利用集積計画の「取り消し」の手続きになったところです。以上で説明を終わります。

議 長 只今、説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18第1項及び20条2の規定による農用地利用集積計画に係る案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号の案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 次に、日程第 10 議案第 63 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。

事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 議案資料は、108 頁になります。併せまして、〇〇〇〇から提出された入会林野整備計画書を呈示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。入会林野整備事業につきましては、昭和 41 年に施行された「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が根拠です。この法律は、入会権を消滅させ、所有権に置き換えることで土地の所有者を明確にし、売買等を可能にし、積極的に土地を利用させることにより、農林業を発展させることを目的に始められたものです。この事業では、田畑は原則として対象外なのですが、薩摩藩時代から残されている旧門割制度に起因する共有名義の土地であって、入会整備組合が「入会権がある」と認めるものについては対象となるところです。つまり、共有名義で残されている土地を現所有者名義に更正することによって、農林業振興を図ろうとするもので、全ての農地の名義変更が可能になるということでは無く、整備組合が「入会権がある」と認めるものだけが対象となります。そこで、農地については、入会林野整備計画に対する農業委員会の意見書がどうして必要なのかということになりますが、入会林野事業に基づいて県の嘱託登記で名義変更をする場合であっても、農地法の縛りがあるということになります。あくまでも、農林業振興のための事業でありますので、新しく所有権を有する方が、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないか判断する必要があり、従来の農地法第 3 条で、農地を農地として取得する場合と同じ手続きが必要となります。これらを踏まえまして、〇〇〇〇さんから提出された整備計画の審査をお願いしたいところです。この組合は全体計画で、関係者数 233 名、筆数 930 筆の 810,519.48 m²で、うち農地に関する部分が、関係者数 169 名、筆数 535 筆の 71,566 m²(田 77 筆 25,862 m², 畑 271 筆 231,100 m², 樹園地 187 筆 214,604 m²)であります。この事業が推進されますと、現所有者の名義となり、農地の流動化の妨げとなっている他人名義の農地がいくらかでも解消され、所有権移転や貸借権設定等による利用集積が進むものと期待しています。以上で、説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします

が、その前に計画書が後ろの席にありますので、休憩を致しますので、確認をお願いいたします。

議 長 休憩前に戻り、再開いたします。事務局から説明のありました案件について審議をお願いします

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 63 号入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については、適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 63 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

吉崎委員 現在、遊休農地の調査を行っていますが、遊休農地が判明した場合の事後の対応についてはどのように考えていますか。

農地係長 まずは、地権者に貴方の農地が荒れて近隣に迷惑をかけているので、管理をしつかりするよう通知を行います。

農政係長 農地は現在軽減税率がかかっている状況です。荒廃農地の所有者については、土地の利用意向調査を行い、その時点で回答が無かったり、荒廃農地の解消の意思を表示されない場合は、場合によっては軽減税率がはずされ実質的な、増税となることがあります。今はそういった形での対応が主で、農業委員さん方に出役をお願いするようなことは考えておりません。また、遊休農地解消事業というものもありますので、そちらの活用を推進しております。

吉崎委員 それでも解消されない場合は何か対策があるのでしょうか。

事務局長　　今、係長が言ったとおりです。農業新聞等に、農業委員会で遊休農地を使って地域の特産物を栽培したというような記事がでますが、長期的な解消が出来なければいけませんので、今のところ土地の管理をしっかりするようお願いするだけです。

議　　長　　他に何かございませんか。

東　委員　　農業者年金の研修を受けてきました。その足で推進に行ったとき、自分が受給するときの金額はと聞かれました。そういった資料は無いのでしょうか。

事務局長　　そのような、加入見込みのありそうな方のところに行かれる時は、生年月日等がわかれば、担当の方で試算して資料を出しますので連絡ください。

議　　長　　他に何かございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　無いようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長　　今後の日程について連絡する

議　　長　　只今の件について、ご質問はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　他にございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議　　長　　これにて本日の会議を閉じ、併せて平成29年第9回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長　　「一同　礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 9 番 _____

会議録署名委員 10 番 _____